

平成 18 年 7 月 28 日

各 位

会社名 住友商事株式会社  
代表者 取締役社長 岡 素之  
(コード番号 8053 東証第 1 部)  
問合せ先 広報部長 井場 満  
(TEL : 03-5166-3089)

### 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 7 月 28 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社取締役及び執行役員に対し株式報酬型ストックオプションの付与を目的として新株予約権を発行することを決議し、付与条件詳細等を以下のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役及び執行役員に対する報酬は、例月報酬、業績連動賞与、ストックオプション及び退職慰労金から構成されておりましたが、この報酬制度を見直し、本年 6 月 23 日開催の定時株主総会終結の時をもって、退職慰労金制度を廃止するとともに、報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、株主の皆様との価値共有を高めるため、株式報酬型ストックオプションとして、下記に定めるとおり、新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の名称

住友商事株式会社 第 1 回新株予約権（株式報酬型）

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 111,000 株とする。このうち、取締役に割り当てる新株予約権の総株式数は、82,000 株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整する。

ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

4. 新株予約権の総数  
111個とする。このうち、取締役割り当てる新株予約権の個数は、82個とする。  
(新株予約権1個につき、当社普通株式1,000株。ただし、3.に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)
5. 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否  
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
6. 新株予約権の発行日(割当日)  
平成18年7月31日
7. 新株予約権の割当てを受ける者  
当社の取締役及び執行役員 計29名に割り当てる。
8. 新株予約権行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。  
行使価額は1円とする。
9. 行使期間  
当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間とする。
10. 行使条件
  - ① 次のいずれかに該当する事由が生じた場合、新株予約権者は、新株予約権を行使することができない。
    - (i) 新株予約権者が、在任中に禁錮以上の刑に処せられた場合
    - (ii) 新株予約権者又はその法定相続人が、当社所定の書面により、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
  - ② 新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定は認めない。
  - ③ その他新株予約権の割当てに関する条件については、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する契約に定める。
11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を

減じた額とする。

#### 1 2. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

#### 1 3. 新株予約権の取得条項

新株予約権において、上記10. ①のいずれかに該当する事由が生じた場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができる。

#### 1 4. 組織再編に伴う取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する募集新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

##### ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. に準じて決定する。

##### ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

##### ⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記9. に準じて決定する。

##### ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記11. に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の取得条項

上記13. に準じて決定する。

⑨ その他の新株予約権の行使の条件

上記10. に準じて決定する。

15. 新株予約権証券

当社は新株予約権者の請求あるときに限り、新株予約権証券を発行する。

16. 新株予約権行使の配当起算日

新株予約権の行使により発行された株式に対する最初の剰余金の配当は、その行使が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ行使があったものとみなして支払う。

17. 新株予約権の行使による払込取扱銀行

株式会社三井住友銀行 東京営業部  
東京都千代田区丸の内1丁目3番2号

18. 行使請求受付場所

住友商事株式会社  
東京都中央区晴海1丁目8番11号

19. 一単元の株式の数

1,000株

以 上